

2022年11月吉日

破産者 医療法人社団博洋会  
破産管財人 弁護士 三村 藤明

## 医療法人社団博洋会の債権者集会について

破産者医療法人社団博洋会（石川県金沢市古府一丁目150番地、代表者藤井博之、以下「博洋会」）の債権者集会は2022年11月28日（月）午後3時より東京地方裁判所中目黒庁舎（東京駅から1時間弱を要する場所にあります。）において行われます。

もともと、債権者集会に出席しなくとも不利益は一切ございません。また、債権者集会資料は本HPへの掲載等を予定しておりますので、新型コロナウイルス感染症の「第8波」到来が懸念される現在の状況におきましては、債権者集会へのご出席はできる限りお控え下さいますようお願い申し上げます。

なお、債権者集会においては、債権調査も行われますが、破産債権者が他の破産債権者の届出破産債権の存否及び額等につき異議を述べるためには、債権者集会に出席して異議を述べる必要があります（個人情報等の問題があり、債権者集会においては、債権認否書の閲覧のみが認められ、謄写等は認められません。また、債権者集会後に本HPへの掲載を予定している債権者集会資料にも、債権認否書は含まれません。）。しかし、本件においては、破産手続開始前に関係各所とすりあわせた結果に従って破産債権が届け出られていること等の理由から、他の破産債権者の届出破産債権の存否及び額等につき異議を述べる破産債権者は存在しないと予想しております。

また、破産管財人は、届け出られた破産債権の全部または一部を認めない場合には、債権調査期日に先立ち当該破産債権者に対し異議を述べる旨を通知しなければなりません。そのため、破産債権者は、自らの届出破産債権の認否を確認するためだけに債権者集会に出席する必要はないということになります。

なお、どうしても債権認否結果を確認しなければならない、という債権者がおられる場合には、2022年11月24日（木）に金沢市内において債権認否書ドラフトの閲覧の機会を設ける可能性がございます。当該閲覧の機会の設定を希望される場合には、2022年11月18日（金）の正午までに、hakuyokai-info@amt-law.com宛にメールにてご連絡ください。折り返しご連絡申し上げます、確認の必要性等を伺ったうえで、当該閲覧の機会を設けるか否かを決定します。

また、他の破産債権者の届出破産債権の存否及び額等につき異議を述べるためには債権者集会に出席して異議を述べる必要がありますので、その旨ご承知おき下さい。

以上、引き続き博洋会の破産手続にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上